

JICA 環境社会配慮ガイドライン第5回パブリックコンサルテーション

日時 2004年2月2日(月曜日)

午後6時開会 テレビ会議：北九州・沖縄

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **富本** 本日は、JICA の環境社会配慮ガイドラインのパブリックコンサルテーションにおいでいただき、大変ありがとうございました。お忙しい中、本当にありがとうございます。私は JICA の本部企画・評価部の次長をしております富本です。一昨年、平成14年12月から平成15年9月まで行いました JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定委員会の提言に基づいて、JICA が作り出した環境社会配慮ガイドライン(案)の概要を説明させていただきます。そして、これについて忌憚のないご意見を頂いたうえで、最終案に持っていきたいと考えております。

私どもは、この過程をすべてオープンにし、このような会議もすべて記録を取り、JICA のホームページ等を通じて、すべて公開しつつ議論を進めております。後ほど、このパブリックコンサルテーションについての注意書きもいろいろありますが、今日はずいぶん皆さんの貴重なご意見を頂いて、内容を充実したものにしていきたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは早速、ご説明に入らせていただきます。上條さんお願いします。

- **事務局 上條哲也(以下 上條)** 環境・女性課の上條です。今日は皆様のお手元にガイドライン(案)とガイドライン改定委員会の提言と、パワーポイントの配布資料の3種類があると思います。今日はパブリックコンサルテーションということで、議事録を取りますので、コメントとして議事録に載ったものは、こちらのほうで受け付けさせていただきます。あと、すみませんが、ご発言のときにはお名前を言ってからお願いします。

それでは、パワーポイントの資料に従って説明をさせていただきます。大体、40分ぐらい説明します。

今日の説明ですが、去年、改定委員会というものがあまして、その提言を頂いたということを説明します。そのあと、今後3月までのスケジュール、そしてガイドライン(案)を説明させていただきます。

改定委員会の提言自体は皆様のお手元にありますが、その経緯は、ちょうど1年ぐ

らい前、平成14年12月から15年9月までの10か月間に19回委員会を開き、去年の10月に理事長に対して提言が提出されました。そのメンバーは大学のかたやNGOのかた、または民間団体のかた、関係府省のかたなどいろいろな立場のかた24名から構成されました。委員会は、会議自体も公開としました。委員のかた以外に、参加を希望するかたにはご参加いただきました。また、そのかたがたに発言もしていただきました。会議の資料と議事録は、ウェブ上（JICAのホームページ上）ですべて公開してあります。

そして、提言ですが、全体が七つから構成されています。最後の部分の7がガイドラインの構成と内容ということで、JICAのガイドラインに反映させるべき内容としてまとめていただきました。

次に、スケジュールです。提言を頂いたのが去年の10月だったのですが、そのあとJICAのほうで案を作りまして、11月に開いたフォローアップ委員会でその案を説明し、委員のかたからも意見を頂いて、修正もいたしました。それが、今皆様のお手元にあるガイドライン（案）です。

現在、12月から今週いっぱいにかけてパブリックコンサルテーションをしているところです。また、パブリックコメントもホームページ上で募集しています。今週の金曜日で締め切って、頂いたコメントをもとに、JICAでその対応を考えさせていただいて、ガイドラインの2次案を作ります。そして、2月18日に第3回のフォローアップ委員会を開いて、そこで2次案を説明させていただきます。そこでまた必要なコメントが出てくると思いますので、そのコメントを踏まえて、また修正を加えて、3月3日には第4回の委員会を開き、そこでJICAのガイドラインの内容をほぼ決めたいと思っています。そのあと、JICAの中で決裁を取ってガイドラインを作りたいと思っています。

次に案ですが、構成は、先ほど提言を頂いたと説明しましたが、その提言の構成にほぼ沿った形となっています。三つ大きな柱があり、別紙が4枚ついているという形です。

次に、上から順にご説明します。

まず、基本的事項の中に目的を書きました。このガイドラインの目的は、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することです。そのための方法としては、JICAが行う環境社会配慮の責務と手続きを明確にすること。あとは、相手国政府

に対して JICA 環境社会配慮の要件を示して、適切な実施を促すということです。この要件というのは、後でも説明しますが、別紙の 1 という形でまとめてあります。

次に、七つの基本方針があります。一つ目は、幅広い影響を配慮の対象とすること。二つ目が、早期段階から環境社会配慮を実施すること。三つ目が、協力事業の完了以降にフォローアップを行うこと。四つ目が、協力事業の実施において説明責任を果たすこと。五つ目が、ステークホルダーの参加を求めること。六つ目が、情報公開を行うこと。七つ目が、JICA の実施体制を強化すること。以上、7 点を基本方針としました。

次に、JICA の責務という項目を立てまして、JICA が行うことをここに書きました。ただし、環境社会配慮の主体者ということであれば、それはあくまでも相手国政府だということを明らかにした後に、JICA はガイドラインに沿って相手国政府が行う環境社会配慮の支援と確認を行うということを書きました。

具体的には、相手国と共同して環境社会配慮調査を行い、適切な技術的支援を行う。また、事業の実施段階においてモニタリングを行う。協力事業の終了後、フォローアップを行う。早い段階からの広範な環境社会配慮の確保を行う。説明責任と透明性の確保を行う。最後に、ガイドラインの関連部分を専門家のかたにも尊重してもらうということを書きました。

対象とする協力事業は、JICA はさまざまなスキームを持っているのですが、比較的大きな影響が予想されるということで、この三つとしました。一つ目が開発調査、二つ目が無償資金協力事業の事前の調査、最後が技術協力プロジェクト。この三つのスキームをこのガイドラインの対象としました。

次に、緊急時の措置という項目を立てました。ガイドラインに従って協力事業を行うことが基本ですが、ここに書きました自然災害の復旧や紛争後の復旧・復興支援という場合には、その手続きをきちんと踏まえてやるのがなかなか難しい。それはなぜかといいますと、すごく早くやらなければいけないからです。早くやることのほうが重要であるというような事例が起きた場合には、ガイドラインの手続きを一部省略するというを書きました。ただ、これは JICA だけで決めるのではなくて、第三者の専門家のかたから構成される審査諮問機関に諮って、そこで検討するということとしました。その検討結果は情報公開いたします。

次に、環境社会配慮のプロセスです。まず情報公開のことを書きました。この情報

公開も、相手国政府が主体的に行うことをまず原則としました。JICA もその支援はもちろん行うのですが、一方で JICA 自らも情報を公開することとしました。情報公開の手段としては、JICA のホームページや JICA の図書館、現地事務所での閲覧ということを考えています。

次に、ステークホルダーとの協議という項目を立てました。これは、協力事業を行うに当たってステークホルダーとの協議をして、その結果を協力事業に反映させるということです。また後で説明しますが、カテゴリ A という非常に大きな影響が予想される事業の場合は、少なくとも 3 回、ここに書きましたスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時、最終報告書が作成された段階にステークホルダーとの協議を行うこととしました。

次に、影響を及ぼす項目ですが、環境の項目に加えて社会的な項目を多く入れました。環境の項目でいえば、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系、また人間の健康と安全、自然環境への影響などです。社会的な影響としては、非自発的住民移転や地域経済のこと、地域の資源のこと、社会関係の資本のこと、または貧困層や先住民のことなど、ここに書いてあるような項目を幅広く加えました。

次に、審査諮問機関への諮問ということです。JICA の中で意思決定をしていくことにしていますが、それをするに当たって審査諮問機関を設け、その答申を得ながら事業を進めていくという考え方です。それは外部の専門家のかたから構成したいと思っています。

次に、カテゴリ分類です。三つのスキームの協力事業は、すべてカテゴリ分類をします。A B C の三つに分けて、A は非常に大きい影響がある、B は A より小さい、C はあまり影響がないとし、カテゴリ分類ごとにそれに準じた配慮を行っていくという考え方です。特に A と位置づけられたものは、非常に慎重な配慮が必要だと考えています。

次に、参照する法令と基準です。第一には、相手国政府が定めた法令や基準を参照します。ただ、それが不十分だと判断される場合は、日本や国際機関、地域機関、先進国のグッドプラクティスを参照することとしています。また、地域のガバナンスの状況にも留意するという表現も加えました。

次に、社会環境と人権への配慮です。いろいろな影響を調べるということは先ほど説明しましたが、途上国の地域で協力を行うに当たって、人権や地域の実情というも

のに配慮するという項目を立てました。

次に、JICA の意思決定という項目を立てました。もちろん、協力事業の採択は政府が行うわけですが、JICA として、要請の検討のときに環境社会配慮の面から外務省に提言を行います。また、協力事業が進んでいる最中にも、何か不適切な点が判明した場合には必要な措置を行います。それも難しい場合には、協力事業を中止することも含めて意思決定し、外務省に提言するという項目を立てました。

次に、ガイドラインの実施と遵守の確保です。今現在、このガイドラインの担当は環境・女性課でやっていますが、4月以降に環境社会配慮を審査、また必要な意見を述べる部局を設置することを予定しています。また、ガイドラインの不遵守の申し立てに対応を行おうと考えています。

続きまして、ガイドラインの適用と見直しです。2004年（今年）の4月1日から施行します。作成と同時に施行ということを考えています。具体的には、2004年度の要請案件から適用いたします。施行後5年以内に包括的な検討を行い、必要に応じて改定を行います。改定に当たっては、今回と同じように透明性や説明責任を確保しながら行います。また、この5年間に調査研究も行い、その成果を反映させることにしました。

次は、環境社会配慮の手続きのイメージです。JICA で要請を受け付けたら、まずはカテゴリ分類をいたします。ABCに分けて、そのカテゴリに応じた手続きを行います。

カテゴリAの場合は、まず調査のレベルはEIAレベルで行います。ステークホルダーとの協議もその中に入れ、スコーピング時と概要検討時と最終報告書案の段階の少なくとも3回は協議をし、その結果を計画に反映させるということです。

カテゴリBの場合は、Aほど影響が大きいというものですが、ここではIEEレベルの調査を行います。そして、ステークホルダーとの協議は必要に応じて行うということです。

カテゴリCとなった場合は、特に影響はない、特段の配慮の必要はないということです。その時点で配慮の手続きは終わります。ただし、協力事業の進捗に応じて何か新たなことが判明した場合には、カテゴリ分類を見直すことにしています。

以上のような、カテゴリごとに応じた調査を行い、その結果を踏まえてプロジェクトの計画が作られます。そのあと、プロジェクトの審査・承認、またプロジェクトの

実施、プロジェクトの事後評価となります。これはすべて JICA が行うわけではないのですが、このような手続きのイメージです。

次に、プロジェクトサイクルと JICA の協力事業の関係です。先ほど、開発調査と無償資金協力の事前の調査と、技術協力プロジェクトをガイドラインの対象とすると言いましたが、プロジェクトサイクルに応じて、JICA が担当する部分が違うということをお知らせしています。開発調査の場合は、発掘と準備段階を担当し、無償資金協力の場合は発掘と準備段階、あとは実施・監督、評価の一部分を JICA が担当します。技術協力プロジェクトの場合は、プロジェクトサイクルの最初から最後まで JICA が担当します。このように、JICA が担当するプロジェクトサイクルが異なるということをご承知おきください。

次からは手続きのことで、要請確認段階では、まずカテゴリ分けをして、カテゴリ A のものについては、まだ採択される前の段階ですが、事業実施国、場所、事業概要、案件名などをホームページに公開して、外部から情報や意見を収集します。その頂いた情報や意見をもとに、JICA のほうで提言を作成するというようにしています。

また、政府のほうで協力事業を採択した後、JICA に実施の指示が来るわけですが、その段階で、事業の名称、国、場所、概要、セクター、カテゴリ分類とその理由を情報公開いたします。

次のフローが、今説明したことを表しています。要請検討段階でカテゴリ A は情報公開し、追加情報も収集し、外務省に提言します。外務省が国際約束を締結したら、JICA では協力事業の内容を情報公開します。カテゴリ A と B については、外務省へ提言した内容も併せて公開するということです。

次に、開発調査の仕事の流れです。相手国政府、外務省、JICA と書いてあります。その三つの主体が密接に関係を持ちながら、仕事を進めていることを示しています。JICA はいちばん右側を担当しています。ただし、JICA だけでは仕事が進みませんので、必要な調整を行いながら仕事を進めているというものです。

以上の仕事の流れがありますが、開発調査でカテゴリ A 案件となった場合は、まずは事前調査を行って、S/W を締結した段階で、事前調査の結果と S/W を情報公開します。そのあと、本格調査の中で EIA レベルの調査を行い、スコーピングと概要検討と最終報告書案の段階ではステークホルダーとの協議をします。また、ステークホルダーとの協議に先立って、必要な情報を公開します。最後に最終報告書ができた段階で、情

報公開する、以上が流れです。

次に、マスタープランです。事前調査段階でカテゴリ A と B の場合は団員を加えます。そして、スクリーニングと予備的スコーピングを事前調査で行います。それから、環境社会配慮面の調査の方針や体制について協議し合意します。S/W の署名段階では、S/W を署名し、もしできない場合は外務省に中止を提言します。その S/W と環境社会配慮に関する情報は公開いたします。本格調査の場合は、カテゴリ A と B であれば、また必要な団員を加えます。マスタープランの場合は、EIA レベルではなくて IEE レベルで調査を行い、A 案件となった場合はステークホルダーとの協議を 3 回行います。

次に、開発調査 (F/S) の場合ですが、マスタープランより精度が高まっている調査です。事前調査まではマスタープランと同じですが、本格調査の場合、カテゴリ A と B で調査のレベルが違います。カテゴリ A であれば、既に説明したとおり、EIA レベルの調査を行ったり、ステークホルダーとの協議を 3 回行います。そして、B の場合は IEE レベルの調査が終わった段階で、もう一回カテゴリ分類をするという考え方です。

次に、詳細設計調査ですが、これは JBIC との連携 D/D とそれ以外の D/D に分けています。JBIC との連携 D/D の場合は、JBIC のガイドラインがもうありますので、それで適切に審査されている案件を対象とします。ですから、JICA が D/D を行うときには JBIC が審査を終えているということが前提です。環境社会配慮面はその JBIC のガイドラインでカバーしていただいていますので、JICA はエンジニアリング分野の調査を実施します。そして、JBIC の審査結果と異なる状況があるかどうかを確認するという事です。

連携 D/D 以外の D/D の場合は、JBIC のガイドラインは適用されません。一方、JICA のほうでは F/S 調査を審査するという趣旨のガイドラインとは少し違うので、JBIC ガイドラインを参考にさせていただき、JICA のほうで審査をします。適切だということになりましたら、あとは連携 D/D と同じで、エンジニアリング分野の実施設計調査を主に行い、各段階で適切な確保がなされているかということを確認するという考え方です。

次に、無償資金協力のための事前の調査です。これも、手続きは開発調査と同じように相手国政府が日本外務省と連携を取りながらやっけていまして、JICA が行っている部分はいちばん右側のところです。

次に、無償資金協力でカテゴリ A になった場合です。無償資金協力事業の場合は、

開発調査に比べて、かなり調査が絞り込まれた段階という想定をしていますので、EIA がもう行われていればそのまま基本設計に行きますが、行われていなかった場合は、無償資金協力のスキームの中で EIA レベルの調査を行うことは難しいと判断しております。ですから、開発調査のほうに戻すことや協力の中止を含めた対応ということを考えています。

次に、カテゴリ B です。この場合は、求められる調査は IEE レベルだということで、無償資金協力のスキームの中でも対応可能だと判断しております。IEE レベルの調査を行って、その結果を踏まえて、もう一回カテゴリ分類をして A B C に分けます。A の場合は、先ほどのカテゴリ A と同じですが、開発調査に戻すか中止ということですが。B になりましたら基本設計調査に進みます。C になりましたら環境社会配慮の作業は終わるという考え方です。

以上の説明をまとめたのが、このページです。A 案件の場合は、EIA が行われていて特に新たに調査を行う必要がない場合は B/D を行います。改めて調査を行う必要がある場合は、協力の中止を含めた対策を外務省に提言します。

B 案件の場合は、特に必要がなければそのまま B/D に進むのは、A 案件と同じです。必要がある場合は、予備調査等を行って IEE レベルの環境社会配慮の調査を行うということにしています。

次に、技術協力プロジェクトです。これも関係する主体者が多く、外務省や相手国政府と調整をしながら、JICA は仕事を進めています。JICA が担当している部分はちばん右側です。

カテゴリ A になった場合は、考え方は無償資金協力とかなり似ていまして、EIA がもう行われていればそのまま技術協力プロジェクトが進みますが、実施されていない場合であれば開発調査に戻すとか、環境社会配慮調査を行う必要があるということを外務省に提言します。

カテゴリ B となった場合には、IEE レベルの調査を行ってもう一回カテゴリ分類をします。そして、A になりましたら開発調査に戻す、B であればそのまま協力事業に進む、C であれば作業は終了するという事です。

これをまとめたものが次のページです。A 案件となった場合は、特に環境社会配慮の調査を行う必要がなければプロジェクトを実施しますし、必要がある場合は開発調査に戻すというようなことを外務省へ提言します。

B案件の場合、特に必要がなければ協力事業に進みますし、必要がある場合は IEE レベルの調査を行い、もう一回、カテゴリ分類をするということです。

次に、モニタリングです。開発調査と無償資金協力の場合は、JICA は計画の作成を担当し、事業の実施は担当しませんので、これは技術協力プロジェクトが対象となります。技術協力プロジェクトの場合、モニタリングを行います。まずは相手国政府に行っていただき、その結果を JICA が確認します。ただ、それが不十分だと判断した場合は、相手側に適切な対応を求めることとしています。また、モニタリングを行うに当たって先方の体制が不十分だという場合には、モニタリングに対する協力を行うようにしました。

次に、フォローアップです。先ほど、JICA はプロジェクトサイクルの一部分を担当していると言いましたが、JICA が担当している部分から、次の資金協力機関や日本の外務省のほうにプロジェクトサイクルが移るときに、一部必ず空白期間が生じてしまいます。その空白期間に必要な確認を行うために、フォローアップという言葉を使いました。

それは特に、JICA が調査をした後、計画作成を支援した後に、相手国側がその事業を行うか行わないかという意思決定をするに当たっての、いろいろな手続き状況を確認するということが第 1 点です。そして、その結果を確認して JICA は情報公開をします。特に何か問題があって現地調査をする必要がある場合には、現地調査をして問題把握に努めることとしました。

以上がガイドライン（案）の本編です。あと、別紙をつけてあります。

まず別紙の 1 は、相手国側に求める環境社会配慮の要件です。中には、ここに書いてあるような代替案のことや、定量的評価、EIA 報告書の作成が必要であるといったようなことが書いてあります。JICA が協力事業を行って、それがカテゴリ A や B になる場合には、相手国政府にこの別紙 1 のことを説明して、その協力事業に対して、これに同意するかということを確認したいと思っています。

次に、別紙の 2 ですが、これはカテゴリ分類 A B C をするに当たって、影響を及ぼしやすいセクターや特性、地域というものを例示しました。ですから、この例示に該当することがあれば、まずはカテゴリ分類するときに、必要な情報を集めて検討することになると思います。

次に、別紙の 3 ですが、スクリーニングの様式を作りました。JICA のスクリーニン

グというのはカテゴリ分類することと同じ意味なのですが、カテゴリABCを分けるに当たって、相手国側に必要な項目をチェックしていただいたり、情報を書いていたいただいたりして、ここに書いてきた情報をもとにカテゴリ分類するという考え方です。

最後に、別紙の4です。カテゴリAと位置づけられたEIA報告書に記載すべき項目ということで、ここに書いてあります。これは世界銀行の例にならった書き方です。

今週中、まだパブリックコメントを受け付けていますので、今日ここでご発言いただいたことはもちろん記録に取ってコメントとして受け付けさせていただきますし、もし明日以降、何かお気づきの点があれば、ここに書いてある宛先にメールしていただければ受け付けさせていただきます。

環境・女性課からの説明は以上とさせていただきます。これから、質疑応答に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、質問やコメントのあるかたがいらっしゃいましたら、ご発言をよろしくお願いいたします。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **桜井** 沖縄大学の桜井です。ごぶさたしております。幾つかあるのですが、まず一つだけ。スクリーニングでカテゴリ分類ABC、そのあとスコーピングをするわけです。例えば、日本のアセス法では滑走路が2000m以上であればどう、75%で1500mまでであればどう、それ以下であればどうだというような形で、スクリーニングに際して、Aなのか、Bなのか、Cなのかという物差しをガイドラインのような形で、いろいろな事業タイプ別に作ってあるわけです。このようなことは、このガイドラインではとらないという理解でよろしいのかどうなのか。

先ほどのお話ですと、事業特性と地域特性の情報を集めて、そこでこれはAだと思う、Bだと思う、Cだと思うという形で、だれかが発議するわけですね。それを例えば、審査の諮問機関でチェックする、あるいは3回のステークホルダーとの協議で「いやBではなくてAだろう」というチェックがかかるということによしということなのか。つまり、日本のアセス法のような形で、ある程度物差しを出すのか、そうではなくて物差しはなしで、そのつど、このようなコンサルテーションや審査諮問機関のチェックで妥当性を確保していくのか。

それから、スコーピングについていえば、例えば工業開発地等では14セクターというようなことを例示されるそうですが、ダムならば、このようなところは当然スコー

ピングで残さなければいけないというような形の、スコーピングのある程度の基本メニュー、プラスアルファはありうるけれども、どんなケースであっても、ダムであればこういう環境項目は二重丸でチェックしなければならないといったものを、ガイドラインに入れるのか入れないのか。そこのところのイメージが見えてこないものですから、そこをお教えいただけませんか。

- **上條** それでは、お答えします。まず、スクリーニングのときに、日本のアセス法でいう第1種事業、第2種事業といった閾値を作るかということですが、このガイドラインでは閾値は特に示さないことにしています。

ただし、相手国政府が、今は途上国でもアセスメントに関する法律やガイドラインを持っている国が多いですので、そこでもし EIA が必要な事業だと位置づけられていれば、それはカテゴリ Aになると思います。ただ、相手国政府の法律やガイドラインでは特に EIA は必要ないというものに対しては、例えば日本のアセス法や、ほかのドナーがその国で行った際にカテゴリ分けしているのであれば、その辺の情報を参考にしてカテゴリ分類するのだろうと思っています。

多くの国で、いろいろな地域、いろいろな立地環境があると思います。そこをすべて網羅した形で、AとBの閾値を作るということはなかなか難しいので、やはり一つ一つ判断していかななくてはいけないのではないかと考えています。

2点目のスコーピングのことですが、ご承知のように、約10年前に JICA で作った環境配慮ガイドラインには、スコーピングの手法が書いてあり、マトリックスでセクターごとに、全部で20ぐらいのセクターがまとまっています。もちろん、それを使っていたいただいてもかまわないのですが、来年4月以降、課題部が動き出しますので、各課題部のほうで自分たちが担当するセクターで、スコーピングについてももう少し勉強してみる必要があるということで、スコーピングのやり方を調査研究していただくということは今後出てくるかとは思いますが、4月1日に向けて、例えばこのセクターでは、スコーピングするときには少なくともこういうものは含まれていなければいけないというものをまとめる予定は、今のところありません。以上です。

- **桜井** 分かりました。
- **織田** 北九州のアジア女性交流・研究フォーラムの織田と申します。ジェンダーの視点に関心があるのですが、このガイドラインの中のステークホルダーとの定義とも相まって、両方への関心から意見を申し上げたいと思います。

一つは、ステークホルダーの参加というときに、ジェンダーに公平な形での参加が確保されるように。例えば、最初の理念のところから、あと何か所か出てくるのですが、そこで必ずジェンダーに公平な幅広いステークホルダーの参加とか、続いて理念の次に5ページにも出てくると思いますが、そのように触れていただきたいということが1点。

それから、同じくステークホルダーに関してですが、ステークホルダーの定義がかなり狭いように思うのです。その当該地に居住する人、当該地で活動している NGO ということがあり、少し狭すぎるのではないかという気がしますので、少し広げることが必要ではないかと思います。

同じくステークホルダーに関して、いろいろなところで協議をするチャンスがあると書いてありますが、これは大変いいことだと思います。ただ、「責任を持って発言する」という言い方になっています。いろいろな状況の中では、ここでは一応「特別な配慮」とはありますが、政府と現地の人たちが対立している場合もあると思います。その辺の事情を考えますと、ステークホルダーは責任を持って発言するということを強調するよりも、むしろ、ステークホルダーが十分に発言できるような環境を作るように支援するというふうにしたほうがいいのではないかと思います。

長くなると申し訳ないのもう終わりますが、最後に、異議申し立ての仕組みがあるのは非常にいいと思います。ただ、ここの中で、NGO からの異議申し立てはできるのですが、住民からの異議申し立てのチャンスがあるとは書いてありません。既にステークホルダーと協議すると言っているわけですから、住民からの異議申し立ても可能なように、加えていただいたらいいのではないかと思います。

今のところ、以上です。

- **上條** どうもありがとうございました。ジェンダーについては、もちろん影響の項目の中にも含めてありますし、協力事業を行う中で、女性にも協議に参加していただく必要があるということは十分認識しています。その地域で、女性がなかなか発言しづらいということがあれば、そこは現地の実情に通じたファシリテーターのかたに参加してもらおうということで配慮していきたいと考えています。

ステークホルダーの定義が狭いということでした。それは多分、現地で活動しているという言い方をしているせいかもしれませんが、私どもがここでステークホルダーと考えているのは、現地でステークホルダーとの協議を開くのですが、その場に参加

していただけるかたです。ただし、参加できないかたでも、もちろん JICA の事業に対して意見を言うていただくことは全く自由ですので、ステークホルダー以外のかたからの意見を頂くことを拒否しているわけではないのです。ですから、日本人のかたであっても、どこかほかの国のかたであっても、JICA の協力事業に対して意見を言うていただくことはもちろんいいことなのですが、そういうかたがたと、現地で実際に影響を受けるかたとは違うのではないかと判断しています。ですから、ステークホルダーの定義に、今この案に書いてあるように「現地で活動している」という言葉を足しました。

最後に、異議申し立てのことですが、私どもは基本としては現地の住民のかたとしています。異議申し立ての案というか、体制のペーパーはまだできていません。それは別途作るということにしている、今考えているところです。異議申し立てをするかたは、基本は住民のかただと思っています。住民のかたが日本に来ることが難しいということであれば、その付託を受けた NGO のかたが申立人になるということもあると思っています。以上です。

○ **重田** 九州国際大学の重田と申します。よろしく申し上げます。

私のほうから4点。まず、同じくステークホルダーに関する記述ですが、「責任を持った発言を強く求められる」と記述されていますが、それによって後から不当な責任を問われる場合もあります。できれば会議後、その発言の責任は問われることはないということを含めていただきたいと思います。

2番目、緊急時の措置における基準緩和ですが、少なくともこの部分は、緊急時といえども、特に問題になっているカテゴリ A、B の案件に関しては、ガイドラインの対象にすることは認めるべきではないと考えております。

続いて3点目、平和と紛争の影響への配慮の明記に関してです。やはりこういう時期であるだけに、今行っている JICA による開発援助というものが、非援助国、地域における紛争や、軍事政権における人民への抑圧的な状況を助長しないように、平和に与える影響への配慮を確保する必要があるのではないかと思います。

最後に4点目を言わせてください。情報公開およびステークホルダーとの協議の確保についてです。当初のガイドラインでは、委員会と比べて、情報公開およびステークホルダーとの協議に関する記述が削られている部分があると。そうではなくて、委

員会提言に基づいて、情報公開を行ったうえで、ステークホルダーとの協議を行うという文面を含めていただきたいと思います。以上です。

- **上條** どうもありがとうございました。ステークホルダーとの協議のところでは、私どもの案としては、1.4 基本方針の重要事項のところ、「責任を持った発言を強く求められる」という言い方をしています。あとは、2.7 でまた人権への配慮ということを載せています。もちろん、私どもは、ステークホルダーのかたが会議で何か発言したゆえに、そのかたに後でよくない影響が起こるということは避けたいと思っています。

次の緊急時の措置ですが、もちろん紛争の対象地そのものがすべて緊急時の措置になるとは考えていません。ただし、紛争後に、復旧・復興支援ということで、基礎的なインフラなど、早くやらなければいけないことがあるのではないかとすることを想定して書いてあります。ただ、復旧・復興支援の協力事業がすべて緊急時の措置に該当するとは思っていません。当然、カテゴリ A になるようなものであれば、それを本当に緊急時にやらなければならないのかという判断はあると思います。これも JICA だけで物事を決めるつもりはありませんで、審査諮問機関に諮問し、その結果を情報公開したうえで決めたいと思っています。

最後に、平和と紛争の明記ということで、抑圧を助長しないように確保する必要があるということは、おっしゃるとおりだと思います。

あと、情報公開とステークホルダーとの協議は、10 月に作った最初のガイドラインの案の段階から、ステークホルダーとの協議に当たっては事前に情報公開を行うということは書いてあります。今のガイドラインの案でも、ステークホルダーの協議に先立って情報公開を行うということは、例えば、2.1 情報の公開の 7 に「情報公開は JICA が相手国政府と共同でステークホルダーとの協議を行う場合において、事前に十分な時間的余裕を持って行う」と書いてあります。また、スキームごとの手続きのほうで、Ⅲ. 環境社会配慮の手続きというところでも、どの段階で情報公開をするかということも書いてあります。それは、ステークホルダーとの協議に先立って公開することによって整理しました。以上です。

- **境** 国連ハビタット福岡事務所の境といいます。先ほど、桜井先生が環境影響評価のことに触れていらっしゃいましたが、具体的に環境影響評価を実施する手続きなり、考え方を教えていただきたいのです。先ほど、開発途上国、JICA が支援する国においては、環境影響評価の制度がかなり導入されているとお聞きしましたが、環境影響評

価制度や手続きがない場合はどうするのか。

先ほどのご説明ですと、基本的に環境影響評価（EIA）は相手国政府が実施し、その参照、手続きは相手国政府の法令基準を遵守するという考え方であるとお聞きしました。そのとき、相手国政府に環境影響評価制度がまだ整備されていない場合は、どのような考え方を導入するのか。また、環境影響評価を具体的に実施する場合には、例えば日本ですと環境基準なり、排水基準なり、バックグラウンドで評価基準があると思いますが、その評価基準がまだ整備されていない場合はどうするのか。

それと、先進国のグッドプラクティスを参照すると言われましたが、環境基準なりの乖離がかなりある場合に、その辺を具体的にどのように考えていけばいいのか、教えていただければ幸いです。

- **上條** どうもありがとうございました。EIA がない国は今はほとんど・・・、私はよく知らないのですが、もしなかったらということ想定しますと、まずはほかのドナーがその国で EIA の調査の支援をしていると思いますので、そこがどの程度の調査をしているかということ調べると思います。相手国に EIA の法律があってもなくても、JICA のほうでカテゴリ分類はしますので、そこで非常に大きい影響があると JICA が判断すれば、この手続きに書いてありますが、EIA レベルの調査を行うということになると思います。

環境基準ということですが、その場合はアセスメントの基準をどう置くかということによるのだと思います。その国がどの程度のデータを持っているか、整備しているかにもよると思うのですが、現状を今以上悪くしないという基準を設ければ、何らかのアセスメントの調査はできると思っています。以上です。

- **境** ありがとうございます。
- **桜井** あと4点、手短かに質問したいと思います。

先ほど、ステークホルダーとの協議という非常に重要な話が議論になっていました。A 案件であれば、少なくとも3回の協議をステークホルダーと行うとのことで、開発調査、マスタープラン調査でもしかり、F/S 調査でもしかりということでした。

この、少なくとも3回というところですが、1回というのを、例えばスコーピング段階で1回やった、そこで聞いたというだけで1回と数えたのでは、実際には協議にならないと思います。スコーピング段階でひとまとまりのやり取りがあって、そこで一応の説明がされ、それなりの理解がステークホルダーの中に生まれ、一応の合意が

できるというのが1回の協議なのではないかと思えます。1回説明したということで、これで1回協議だという形でやりますと、事業実施側がステークホルダーからの意見を聞きっぱなしということになってしまう。そこで聞きっぱなしにならないような歯止めを、何らかの形でかけなければいけないのではないかと、これが1点目です。

2点目としては、今回のガイドラインは、日本のアセス法とは必ずしも整合性がないわけですが。環境社会配慮ということですが、日本は環境配慮はあって社会配慮がない、いわゆるアセス法では社会配慮が入っていないわけですが。

そこから生ずる問題として、例えば開調にせよ、無償の基本設計調査にせよ、日本のコンサルタントが行うとすると、社会的な影響について国内での調査経験、ノウハウを積むということは、あまり考えられないわけですが。必ずしも十分ではないでしょう。そのあたりをどう克服するのか。JICA の実施体制だけが書かれていますが、JICA にせよ、あるいは日本全体としても日本のコンサルタントを使っていくということがあると思えます。その日本のコンサルタントは日本のシステムの中でやっている。その中で、先ほどのジェンダーの問題などもそうですが、社会的な影響についての力量のあるコンサルタントをどう育てるかというところがないと、JICA の実施体制の強化だけでは、必ずしも乗り越えられないのではないかと。これが2点目です。

3点目は、今のことも絡みますが、今回、出されたものは日本のアセス法に比べればさらに前進しています。そういう意味では、ダブルスタンダードになっていると思えます。例えば、別紙の1のところ、途上国側に代替案を求めるとあります。日本のアセス法では明示的に代替案を求めてはおりません。そういう意味では、本来のアセスの姿に近いものを途上国には求める、しかし日本国内的にはアセス法はそれを明示的には求めていない。これは逆ダブルスタンダードとっていいかと思えます。こういう状況をどう考えるのか。このようなことをやっていくと、当然ブーメラン効果で、途上国には求めるのに、なぜ日本ではやっていないのだということが出てきて、それは望ましいブーメラン効果だと個人的には思いますが、そのあたりはどうお考えなのか。これはコメントというより質問です。

4点目としては、仏を作って魂を入れるためには、JICA の実施体制の強化が必要です。本部部局を4月から強化するということですが、新生 JICA では現場重視という方向がさらに強く出ていると伺っていますが、主要な協力対象国でのスタッフの中に、案件や相手国の体制が強化されることをサポートする、あるいは個々の案件がそのよ

うな形で実施されるのをサポートする、そのようなスタッフを主要国に配属するということは考えられないのか。

以上の4点について、お伺いしたいと思います。

○ **上條** どうもありがとうございました。

まず、1点目のステークホルダーの協議のことで、A案件の場合、3回やるということですが、私どもはスコーピングのときに1回やって終わりというふうには考えていません。ガイドラインの中の表現としては、「一連の」協議を行うという言い方をしています。もちろんA案件であれば、さまざまなステークホルダーのかたがいらっしやいます。そのステークホルダーのかたがたに、JICAが行う協力事業のことをまず知ってもらおうということでも、大変なことだと思っています。

スコーピングのときには、まずどのようなかたがステークホルダーになるのかということ調べるところから始まるだろうと思っています。まずはステークホルダーのグループごとに小さなミーティングを何回か重ねて、最後にワークショップという形で、多くのステークホルダーのかたがたに参加していただいて、スコーピングを行うということをイメージしています。第2回目、第3回目もしかりで、1回行ってそれで終わりということは考えておりません。

二つ目について、日本の環境影響評価法では社会的な面は入っていないのですが、おっしゃるとおり、コンサルタントに社会配慮ができるかたが多く入っていただければとは思っています。ただ、コンサルタントのかたにも、ガイドラインの作成の部分からおつきあいいただいています。社会配慮で団員を配置するという指示をJICAがすれば、対応はできるというお話は聞いています。私どもとしても、これからそのような機会を多く作って、コンサルタントのかたに海外で経験を積んでいただきたいと思っています。

三つ目の、日本のアセス法では代替案の検討まで求めていなくて、ダブルスタンダードではないかということですが、JICAが協力事業を行うのは途上国で、世銀やその地域開発銀行、またJBICもそうですが、そのガイドラインを見れば、EIA報告書を書くときには代替案を必ず入れろと書いてあります。それはJBICのガイドラインにも書いてあります。JICAが開発調査をして、JBICが円借款をつなげるということを想定してみても、やはり代替案の検討がなされていなければ、JBICのほうの審査に合格しないというのが実情だと思います。私は、個人的には日本のアセス法が代替案の検

討をしていただければいいと思います。お答えになっていないかもしれませんが、JICA のほうでは相手側に代替案の検討も求めます。

四つ目ですが、4月以降に JICA の本部の中に、ガイドラインを専管する部署を作ります。事業部にこのガイドラインに基づいて環境社会配慮の調査をしていただくのですが、その内容をチェックしたり、カテゴリ分類を最終的に判断したりする部署を作る予定です。これからどんどん現場に仕事が移っていくことになれば、現場のほうで環境社会配慮の調査をしたり、相手側と議論をしたりすることになります。そういうところには担当者を配置してもらえるようになるといいと私も思いますが、とりあえずの間は、本部のほうから時機を見て出張して、いろいろ相談に乗ったり、現場を見せていただいたり、事務所から直接問い合わせをってもらうなどということでは何とか対応をしたいと思っています。

- **富本** 補足説明をいたします。桜井先生、大変貴重なご意見をありがとうございます。特に4点目につきましては、ちょうどこの後ろで在外事務所長会議をやっている、緒方新理事長の下、在外指導ということを出しものですから、その体制、権限および責任の委譲について議論しているところです。今ご指摘のありました点は非常に重要で、今後の体制になりますが、例えば在外事務所に環境社会配慮審査の主任というような形で置ければよろしいかと思っております。今のご意見は非常に貴重な意見として拝聴したいと思っています。

それから、ハビタットのかたと桜井先生を含めていろいろご指摘がありました。ありがとうございます。JICA と JBIC の違いは、JBIC はやはりファイナンスをする機関ですから、途上国が要請してきた案件に、十分な EIA や書類がそろっているかどうかということを審査して、それがそろっていればファイナンスをするという立場です。JICA は、一方で、技術協力その他の方法で途上国を支援するという立場です。相手国に対して求める要件と書いてありますが、ここは技術協力の仕組みとして、そういう能力が必ずしも十分でなければ、JICA として協力をしつつ、お互いにそういう環境を整えていくというようなアクティビティが重要かと思っています。

仮に EIA やその他の法制度が十分でないようなところにつきましては、周辺国あるいは国際機関等の例も示しながら、こういった体制でやっていくべきだと。それから、ステークホルダーの参加についても大変難しいことで、できるだけ広い範囲のご意見を拝聴し、また合意を形成したいわけですが、それが必ずしもスムーズにいかない場

合もあります。それは我々も今いろいろな国で経験しておりまして、そういった経験を踏まえて、グッドプラクティス、バッドプラクティスを整理して、できるだけ多くのかたがたに、しかも通常は発言の機会があまりない、あるいは抑制されているような場合でも特別な配慮を払って、政府の不当な介入がないような制度を作りつつ、ご意見を伺って、それを反映させていきたいと思っています。

確かに、日本のコンサルタントは、まだ十分な経験がないというご指摘は、ある程度正しいと思います。こういった場合、まさにコンサルタントのかたがたに経験を積んでいただくということも重要だと思います。それから、これから JICA の在外指導では、必ずしも日本のコンサルタントだけではなくて、ローカルのコンサルタントあるいは大学研究者といったかたがたの英知も参考にしつつ、例えばステークホルダーの協議が十分に進んでいるかということを経地の NGO のかたがたにモニターしていただくというようなことも含めて、日本側のリソースと現地のかたがたのリソースを共有しながら、現地の状況に合わせたいいものを作っていきたいと考えています。

そういったことが、ひいては日本のアセス法にもブーメラン効果があって、そういう方向に行けばいいかと思っています。今回、実は専門のかたがたのご意見は、環境アセス以外に、人権あるいは社会配慮、特に大きなインフラを作るときに排除されてしまうような人たちに対する配慮を十分にすべしというところはかなり力点がありました。そういったところを、JICA としても経験から学びながら整備していきたいと思っています。

桜井先生、どうもありがとうございました。

- **佐藤** 九州大学の佐藤といいます。小さな NPO をやっています。2 点、お伺いします。不勉強で、環境社会影響評価についてよく分かっていませんが、まず、フォローアップについてです。最後に、「予期せぬ影響が生じた場合、必要に応じ現地調査等により問題の把握に努める」とありますが、これで十分なのでしょうか。つまり、補償の問題や、「もともとあった状態に回復する」ということは、このガイドラインには盛り込まなくていいのだろうかという質問です。

それから 2 点目は、これは純粋な好奇心として聞きたいのですが、このガイドラインの実施に基づいて、環境社会影響評価をやっていくに当たって、どれだけ追加的な予算が必要になるのかということです。以上です。

- **上條** どうもありがとうございました。

フォローアップのことですが、ここで示している趣旨は、JICAは主に開発調査や無償資金協力の事前の調査ということで計画の作成をするわけで、その計画を作成する中で、環境社会配慮面の調査もして、その計画に反映させるという考え方です。その計画ができた段階で、それを相手国側に提出して、JICAの協力は一回終わるといえることが多いわけですが、JICAが配慮して作った計画について、相手国政府が事業の実施段階に移るに当たって、JICAの成果をきちんと踏まえたうえで事業実施の意思決定をしてくれているかどうかというところまで確認したほうがいいだろうと。JICAは計画を作って相手側に出して、あとは相手側次第ですというのでは不十分で、相手側がJICAの出した計画を見て、事業を実施もともとありました。そこで確認行為ということをしています。

ご質問のあったように、もしJICAが協力事業を行ったがゆえに、その地域で非常に悪い結果が起き、その原因がガイドラインに従って事業をしなかったからだという場合は、これから設計する異議申し立て制度のほうで対応するということになると思います。

ただ、日本の事業の場合ちょっと難しいのは、プロジェクトサイクルの段階によって対応する機関が異なるということです。具体的な問題が起きるのは、多分JICAが計画を作成してからしばらくたった後になってしまうと思うので、そういうときにどう対応するかということはまだ明確に決められません。しかし、何か悪い影響が起きて、それが例えばステークホルダーとの協議が不十分だったとか、当然調べていなければならない影響項目を調べていなかったとか、ガイドラインを遵守しなかったがゆえだということであれば、それは異議申し立てのほうで対応することになると思います。

ただし、フォローアップのほうで、最後に「事業化後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は」とあるのは、ガイドラインの不遵守によって起きたということではなくて、ガイドラインに従って調査等を行い計画を作ったのだけれども、不確実性というものは絶えずありますので、そのあとに相手国の住民のかた等から何か指摘があった場合に、JICAは協力事業が終わってしまったので何もできないということではありません。ケースバイケースで対応するのだと思いますが、JICAが必要だと判断した場合はここでは事実の確認までしかできないだろうが、事実の確認はすると。ここには書いてありませんが、相手国側に何らかのメッセージは伝えることになるだろうと思っています。

あと、追加的な予算については、今のところは全くよく分かりません。調査団員を1

人追加するということになれば、マン／マンスでいえば、5～6マン／マンスぐらいが加わる。すごく乱暴な言い方で、一つのマン／マンスが例えば300万円ぐらいと考えれば、1500万円とか2000万円ぐらいが一つの調査に加わる。あとは現地で、事業をやっていただくローカルのコンサルタントのかたを雇う経費が加わるということだと思えます。それは新たな予算を取るということは今考えていませんで、今ある予算の中でやりくりして、カテゴリAやBであれば、環境社会面の予算も盛り込んで対応するということを考えています。以上です。

- **船越** 福岡市環境局の船越と申します。アセスを担当しております。SEAに関して2点ほど確認させてください。2.5カテゴリ分類の6番に、「マスタープランは、プロジェクトの初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが」という表記があり、SEAに関しての検討が行われるということは、非常に素晴らしいものだと思って、勉強させていただいています。

この中で、「調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする」とありますのは、当初は非常に厳しいカテゴリAのほうに入っていたものが、徐々にB、Cのほうに落ちていくということをイメージして書かれたということでしょうか。

- **上條** もちろん、最初はAにしていたのが、調べてみたらそんなに大きな影響がないということで、Bになったり、Cになることまであるかは分かりませんが、見直しの結果、変更するということはあると思っています。

私が個人的に思うのは、マスタープラン段階というのはかなり大きな範囲の調査ですので、影響がなかなか特定できないということもあると思いますから、まず大体Bぐらいで調査をしてみて、もし大きなインフラの計画を作ることになったりすれば、Aに見直すのではないかというイメージです。ですから、AからBになることもあると思いますし、BからAになることもあると思います。以上です。

- **船越** 分かりました。ありがとうございます。

もう1点ですが、ホームページのほうに出ていた第2回パブリックコンサルテーションの討議内容を読ませていただきました。要請の検討をするときに、JICAのほうでカテゴリ分類が行われるということですが、その際に、JICAがどうカテゴリ分類をしたのかを見るのは要請検討の段階ではなく、政府のほうで協力事業を決定した後、新しい年度の4月以降に外務省から指示が来て、その段階で情報公開がなされ、この場

合、カテゴリ AやBにした理由がそこに明記されるということです。その判断を行った際、「このような事業の情報を得て、このような事業の段階にある」ということによって「カテゴリ Aと判断した」というように、事業の段階について情報公開される予定はありますか。

- **上條** すみません。事業の段階というのはどういうことなのでしょう。よく分からなかったのですが。
- **船越** 事業の段階と申しますか、要請の検討が行われた段階で、事業がどこまではっきり分かっているかということです。そこがよく分からないことが多いのです。このような事業の段階においてカテゴリ Aと判断したというようなところまで、きちんと明示されるのだろうかと思ひまして、お尋ねしました。
- **上條** カテゴリ分類は、今想定していますのは事業の概要（内容や規模）や立地の環境などを、要請の段階では別紙の3に書いてあるようなスクリーニング様式を相手側に書いてもらって、そこで得た情報をもとにしたいと思っています。ですから、事業の概要が分かっているものであれば、例えば道路を造るとか改修するとか、新規のものなのか改修なのか、規模が何 km ぐらいのものなのか、それが通る場所はどこなのかというような情報をもらえれば、ABCとつけられるのではないかと考えています。ただ、判断に非常に悩むことも多いと思いますので、判断に悩む場合は、私の個人的な考え方ですが、例えばまずカテゴリ Bにして、IEE レベルの簡易な調査をしてみて、その段階でもう一回カテゴリ分類をし直してみるということも一つの考えなのではないかと思っています。以上です。
- **船越** 分かりました。ありがとうございました。
- **白川** IGES 北九州事務所の白川と申します。よろしく申し上げます。1点だけです。経済的評価に関して伺います。被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性を確保するということですが、経済評価については推計方法や対象とする範囲が変われば結果が大きく変わるのではないかと思います。そのあたりの実際の運用についてはどのようにお考えなのでしょう。
- **上條** 今、ご質問いただいたのは、2.3 環境社会配慮の項目のところでしょうか。
- **白川** スライドでいいますと、15枚目かと思ひます。
- **上條** 今のご質問、経済的評価ですか。地域経済ということでしょうか。経済性を調

べるということは、ここでは想定していません。それはまた別途、通常の計画作成のようにされるのだと思います。ここで想定しているのは、ある事業を行うことによって、例えば大地主の人はすごくメリットがあるのだけれども、土地を持っていない農民の人たちがよりマイナスの影響を受けてしまうのではないかと、そういった分配がどうなるのか、これはなかなか数字で示せるものではないのだろうと、思っています。ここは代替案の検討で考えていくのではないかと、思っています。

複数案を作りますので、その中でその地域の経済という視点があったとしたら、それはどういう項目で調べていくのかということはあると思います。定量的に示せるところがあれば定量的でもいいと思います。なるべく定量的にとは思っているのですが、ある定性的な表現ぶりになっても、お互いの代替案の検討がなされればいいのではないかと。

ここでかなり詳細なことを調べて、経済評価をしようということあまり想定していないのです。ここで想定しているのは、何かグレードをつけて123というような表現にするのか、それとも○×△というような表現にするのか分かりませんが、ただ比較検討する項目として、地域社会、地域社会の経済というものも入れてみようという趣旨なのです。お答えになりましたでしょうか。

- 白川 分かりました。定量的だけでなく定性的なものも含めて、総合的に判断するというので、了解しました。
- 境 プロジェクトの評価と本ガイドラインとの関係についてお尋ねしたいと思います。既に JICA さんはプロジェクトの評価のガイドラインのようなものをお持ちだと思います。その中には DAC の五原則等が基本原則として書かれていまして、プロジェクトの初期計画段階から最終段階まで評価がされるというふうに読んでいます。当然、この環境社会配慮ガイドラインの内容も、プロジェクト評価のほうとリンクしていくところがあるのではないかと思います。その辺、構造的にどのようにプロジェクト評価のほうに反映するのか、お考えを教えてくださいましたら幸いです。
- 上條 当然、評価に反映されると思います。この環境社会配慮ガイドラインに基づいた調査を行えば、それに対する、事前調査段階であれば事前の評価というものがプロセスの中であり、その中に環境社会面の項目も入ると思います。最後の協力事業が終わったところの評価ということであれば、計画段階で環境社会配慮面の計画があるとは思いますが、実行されて、最後にそれがどうなったのかということは評価の中で記

述がされると思います。ですから、JICA が今行っている評価の中にこの環境社会配慮面という項目が加わるのだらうと思っています。以上です。

- **境** ありがとうございます。
- **桜井** スライドの 18 です。パワーポイントのほうは事前に送っていただいたので見ましたが、提言はまだ目を通していないものですから、もしかすると提言のほうに書かれているのかもしれませんが、スライドの 18 のところにある「ガバナンスの状況に留意」というのは、具体的にはどういうことなのか、ご説明いただけると大変ありがたいのですが。
- **上條** 実は、提言の中に、ガバナンスの状況に留意するというを書いていたのです。当初、JICA のガイドラインの案を作るとき、去年 10 月ごろに内部で検討し、ガバナンスの状況に留意するという提言は頂いたのですが、具体的に JICA は何をしたらいいのかということも内部で議論しました。10 月下旬に作った最初案では、ガバナンスの状況に留意というところは削除しました。具体的に何をしたらいいのか分からないことはガイドに書かないほうがいいのではないかと判断をしたのです。

ただ、そのあとフォローアップ委員会で委員のかたがたと議論をしたときに、ガイドラインで書くことは JICA のやることだけではなくて、相手側に対するメッセージでもいいのではないかとということがありました。ここに「ガバナンスの状況に留意する」ということを一言書けば、協力事業を行っていく中で、もし相手国のカウンターパート機関の中で何か不正なことが起きて、それが公になったなどということがあれば、その項目を使って JICA のほうで協力事業の対応を考えることもできるのではないかと指摘がありました。そこで、具体的に何をどうするというは想定していませんが、ここは相手国に対するメッセージという意味合いで「留意」という言葉遣いにいたしました。以上です。

- **桜井** 分かりました。
- **織田** もう一度参加いたします。今のあいまいな表現は避けたほうがいいのではないかとご配慮からすると、私は幾つか意味がよく分からないと思う表現がありましたので、今後、ご検討いただければと思います。

例えば、理念のところ、下のほうに「ステークホルダーの意味ある参加」とありますが、その意味することは何なのか、意味ある参加とは何を言うのだらうと思いましたが、むしろ、「決定に参加する」というように、もう少し具体的に書いていただい

たほうが分かりやすいのではないかと思うのですが。ひょっとしたら相手国政府のかたもそう思われるのではないかと思います。

同じようなことで 10 ページです。今のことと少し関係しますが、2.7 社会環境と人権への配慮の 1 のパラグラフの最後のところにも、「特別な配慮が求められる」となっております。この特別な配慮というのは、多分、今おっしゃっているようないろいろなことを含んでいらっしゃるのだろうとは思いますが、しかし、やはりここは人権の配慮ですから、例えば人権がきちんと保障されるようにとか、コミュニティの間のいろいろな対立を助長しないようにとか、分かりやすい表現で、また具体的なことを書いていただいたほうが分かりやすいのではないかと思います。小さなことですが、一応、指摘させていただきます。

- **上條** どうもありがとうございました。
- **富本** 今のような提言は非常に貴重です。ありがとうございました。

このガイドラインに書くか、今後、ガバナンスについても人権配慮についても、それぞれ別途またガイドライン等を検討しておりますので、そういった中で具体的な状況について JICA がどのように支援するかということも検討していきたいと思っておりますし、先ほど申しましたが、いろいろな状況から経験を積んでいきたいと思っております。そういった中から、こういう国のこういう状況では、特別にこういうことをチェックしていくのだということが積み重なっていくと思います。そのようにしていきたいと思っております。

- **桜井** 先ほどから同じ物を見ているのだろうかという疑問があるのですが、2.7 というのが何度か出てきたのですが、私が今日頂いた資料には 2.7 というのが見当たらないのです。提言 2003 年 9 月というバージョンでよろしいのでしょうか。
- **富本** 2003 年 12 月のガイドライン（案）というものがお手元にありますか。
- **桜井** ありません。
- **富本** それは失礼しました。委員会の提言は 2003 年 9 月ですが、これを受けて JICA がガイドライン（案）として、「2003 年 12 月 独立行政法人 国際協力機構」というバージョンがあるのです。これを今リファアしてあります。お手元になれば、大変申し訳ございませんでした。きちんとお送りいたしますが、それには 2.7 というものがあります。提言のほうにはたしか 2.7 というものはありません。大変申し訳ございませんでした。

- **白川** パブリックコンサルテーションの持ち方の問題を言わせていただきたいと思います。外務省のODA大綱の政策に当たっては、外務省からも福岡に2回ぐらい担当官や課長が来て始めました。日曜日にいろいろ開催していただいたので、市民のかたや NGO のかたなど多くのかたが集まる機会があって、より広く開かれた公聴会、意見交換会をすることができたのですが、やはり平日のこの時間にやるということは、昼間に働いていらっしゃる市民のかた、さらに NGO のかたがなかなか参加する機会がありません。ですから、次回からはそういうかたも参加できるように、できれば日曜日などに機会を設けていただきたいと思います。そうでないと、NGO のかたの参加はなかなか難しいのではないかと思います。

2点目は、2月6日締め切りということで、外務省の前のODA大綱のときもそうだったのですが、NGO 側から言ったことがどのような形で反映されていたのかというプロセスが割と見えにくく、当初 NGO の提言が大綱にはなかなか反映されなかったということもありました。これから、こういったパブリックコンサルテーションの議事録などがいろいろ出ると思いますが、そういったことをできればホームページなどにも公開していただいて、最終的に次回の委員会のときに我々の意見が反映されるように、今そこでお答えくださって、それで終わりということには決してしないでいただきたいと思います。

以上、2点です。

- **上條** どうもありがとうございました。パブリックコメントの進め方は、日曜日に行ったほうがいいのかどうか、私どもも実はいろいろ考えたのですが、どの程度、どの地域のかたが関心があるのかということが分からなかったものですから、今回はこのテレビ会議を使わせていただきました。

あと、今日も頂いたこのコメントですが、議事録は公開させていただきます。今、私どもで議事録の案を作りましたら、ご発言いただいた皆様にはメールのアドレスも確認させていただいて、メールで送らせていただきます。それを見ていただいて、必要なところがあれば直していただけたらと思います。それはホームページに載せます。

それから、頂いた意見は、まず事実としてどのような意見を頂いたかということは、表にまとめて、2月18日に開くフォローアップ委員会には示そうと思っています。頂いたコメントに対して JICA がどう反応するかということも含めて、そのような資料を作りたいと思います。そして、どの意見が反映されたのか、どの意見がどのような理

由で反映されなかったのかということ、分かる形にして整理したいと思っています。
以上です。

- **佐藤** 質問というか、確認です。環境アセスメントは事業を止めるためにやるのではなくて、事業を進めるための手続きだとよくいわれます。このガイドラインでは、戦略的アセスメントということで、もう少し前の段階からアセスメントを実施するという点で、その点でも、先ほどの桜井先生の「先進的だ」という発言ではなかったかと思えます。つまり、このガイドラインであれば、何かまずいな、問題が起きそうだなというときに、その事業がきちんと止まるのかどうかという点について、確認をお願いします。

- **上條** JICA の意思決定という項目を立てましたが、そこでは JICA にすべてを決める権限はないのですが、まずは要請を受けたときに、これは問題があるのではないかとということがあれば、JICA はその旨を提言としてまとめて外務省に提出します。そのような意見をつけたけれども採択されたということであれば、それは政策的な判断があったということだと思のですが、その採択された段階でリストは情報公開しますので、そこを見ていただければ JICA がどのような提言をしたのかということは分かると思います。

あと、協力事業を進める中で、本当にこれはこのまま進めたらまずいと JICA が判断をしたときは、何とかそれをうまく解決する方策はないかということで工夫はすると思うのですが、この提言の中でも、外務省に対して中止も含めた提言をするという言い方をしています。もちろん JICA が提言をして、その結果、外務省がどう判断されるかということはあると思いますが、JICA としてはこれはよくないので止めたほうがいいという判断をするものについては、外務省に提言という形でメッセージを伝えたいと思っています。

だけでも止まらなかった場合ということも想定されると思います。何らかの政策的な判断があって止まらないという場合は、私の個人的な意見ですが、ステークホルダーとの協議や情報公開をかなり慎重にやって、どういう結論になるのか分かりませんが、何らかの結論を出すということになると思います。以上です。

- **佐々木** 北九州市環境局の佐々木といいます。ガイドラインそのものについての素朴な質問です。このガイドラインが適用されるのは JICA の事業だということで、プロジェクトの中でも JICA が担当される部分だけということですが、借款事業のほうは JBIC

が担当されます。そして、JBIC さんも同じように、環境配慮のガイドラインを作られています。相手国側にとっては、続きの事業の中でガイドラインが二つあるということになるのでしょうか。日本のODAをやるうえにおいて、ガイドラインは一つであってほしいし、二つも三つも要らないのではないかというのが一つ疑問です。

- **上條** 円借款のことを想定した場合は、F/S 調査を JICA が行うということであれば、JICA のガイドラインを適用して行うということになると思います。今、実態上、F/S 調査までは JICA が行いますが、審査事業の審査段階以降は JBIC が担当されるということになっています。そのガイドラインもできたら一本化したほうがいいのではないかということは、それができればいちばんいいとは思っていますが、実態上、平成 14 年 4 月の段階で JBIC のガイドラインができています。それは 5 年間の中で見直しはするということですが、現在、すぐには、円借款であれば計画作成から事業の実施、最後の評価のところまで含めたガイドラインにはできない状況ですので、JICA の部分と JBIC の部分を分けさせていただいています。

ただ、JICA のガイドラインにも審査を行うに当たっての要件ということが書いてありますので、その要件をきちんと満たせるようにということで、JBIC のガイドラインとは歩調を合わせて、整合性を取った形に整理させていただいたと思っています。改定委員会の委員の中に、JBIC のかたにも入っていただいて議論をしていただいたということですので。どうもありがとうございました。

- **富本** 補足いたします。大変いい質問をありがとうございました。途上国にとって、最近はできるだけ負担を減らしていこうではないかと。いろいろなドナーがいろいろなガイドラインを持って、いろいろ資料を要求することは、途上国にとって非常に負担であるという議論が、最近は DAC の場でもされております。そういったことをできるだけ統一化していこうという方向にもなっております。

たまたま日本のシステムは技術協力は JICA、借款等は JBIC と二つに分かれていますので二つのガイドラインができてしまうのですが、オールジャパンとしては、JICA が支援をしていい EIA をやり、JBIC のガイドラインを適用しても問題ないというところに行けば、今度は JBIC のガイドラインはできるだけコストを下げた実施するということも可能かと思っております。そこは JBIC とうまく連携しながらやるということが一つ重要かと思えます。

それから、JICA は、先ほど申したとおり支援をするわけですから、止める、止めな

いという議論とは別の次元です。もちろん、開発にとってふさわしくなければ止めるわけですが、ほかの代替案がないかということで、例えばここに道を造らなくてはならないときに、本当に道が必要なのかどうか、もっと別の方法もあるのではないか、別のルートもあるのではないか。それによって環境や社会への影響が最小化されるということもあるだろう。

したがって、その国に必要な経済効果、社会効果、配分効果というものを見ながら、一体何をすればいいのか、道路を造ることが重要なのか、別の方法があるのかということも含めた大きな戦略づくりにまず協力をする。そこで道路が必要であるという結論になったとしても、どういうルートを通れば、環境と社会にいちばん影響が少ないかということも、ある意味では提言することができるというあたり、止める、止めないという議論とは少し違うかもしれませんが、十分にそういう配慮をしていくというファンクションを JICA が持っているということです。そういう点でご理解いただければと思っております。ありがとうございました。

- **上條** ほかにご質問、またはコメントがあるかたがいらっしゃいましたら、よろしくお願ひします。
- **織田** 何度もすみません。私がいいことだと思ったことをコメントとして申し上げます。情報公開の中で、現地の人たちが使う言葉、広く使用されている言語と、人々が理解できる様式にして資料を作成するとありました。このようなことはとても大事なことで、明記されたのはよかったと思いましたので感想を述べさせていただきました。
- **富本** どうもありがとうございます。大変貴重なご意見だと思います。
- **重田** 何度もすみません。JICA にこのようなパブリックコンサルテーションを開いていただいて、さらに環境社会配慮ガイドラインを作成されるということで、広く意見を求めることは素晴らしいことではないかと思いますが、先ほども言ったように、今後は持ち方をいろいろ検討していただきたいと思います。私のところに案内が来たのは、結局、先週の木曜日の段階だったのです。今日、大学の業務がいろいろありましたが、かなり調整して来ました。JICA さんのご都合がいろいろあるでしょうが、やはりもう少し早くこのパブリックコンサルテーションをやるという情報を流していただいて、もっと一般市民の来やすい時間帯、日時も配慮していただければと思います。以上です。
- **富本** ありがとうございます。そのようにしていきたいと思っておりますし、またこ

のガイドラインも、できただけで後は改定しないということではありませんで、たしか5年後ぐらい、途中段階でもいろいろなご意見を頂いて、よりよいものにしていきたいと思っております。また、今後、異議申し立ての仕組みにつきましても、皆さんのご意見をいろいろお聞きしたうえで、より改善したものにしていきたいと思っておりますので、今後ともぜひご協力いただき、貴重なご意見を頂きたいと思っております。ありがとうございました。

- **上條** 何かご発言のあるかたはいらっしゃいますでしょうか。特になければ、これでパブリックコンサルテーションを終わりにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

後で記録を取る都合がありますので、お名前やご連絡先、特にメールを、私どものほうに連絡していただいているかたはいいのですが、ご発言いただいたかたでまだメールのアドレスを教えていただいていないかたは、連絡をよろしく願いいたします。

- **富本** それでは、本日は大変お忙しい中、長時間にわたって大変貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。今日の経験、また拝聴したご意見を踏まえて、よりよいものにしていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。以上で終わりたいと思います。失礼いたします。

- **工藤** すみません、JICA 沖縄の職員のかた、どなたか残っておられますか。
- **石井** はい、業務課の石井です。
- **工藤** 大変申し訳ありません。JICA のホームページから、すぐガイドライン（案）が落とせますので、お手数ですが、今のご出席者のかたに今からでも配布いただければ幸いです。お願いいたします。
- **石井** 分かりました。けっこう枚数が多いのですが、どんな形かで、先生のほうにはお渡しするようにします。
- **工藤** よろしく願いいたします。